

◆新教育課程用教科書

「家庭総合」



「家庭基礎」



「家庭総合・家庭基礎」の執筆にあたって

千葉大学教育学部教授
宮本 みち子

平成15年から使われる「家庭総合」「家庭基礎」の教科書が刊行間近です。時代の特徴を鋭くキャッチし、生徒にメッセージを伝えられる教科書を目指しました。高校生は、決まったレールの上を走る「列車旅行型生涯パターン」から、自分で行き先を選ぶ「自動車旅行型生涯パターン」への転換に直面する世代です。安定した正規雇用と結婚・家族という条件が大きく崩れた後の時代を生きることになるからです。この世代は、教育、仕事、結婚や家族に対するスタンスを、自分の判断で決めることをより求められるでしょう。そこで「家庭総合」「家庭基礎」は、前半で「人とかかわって生きること」に焦点を当て、家族、子ども、高齢者とのかわりに焦点を当てています。家族の多様化を認めつつ、人とかかわって生きることを伝えたいと思います。後半は「生活をつくること」に焦点をあて、食べる、着る、住まう、消費者であることを学びます。流動化する社会にあって豊かな人生を実現するためには、男女がともに、生活者としての自覚と知識やスキルをもつことが必要です。これが自立性です。同時に、共に助け合って生きることを自覚し行動することも必要です。“自立と共生”は、『家庭総合』、『家庭

基礎』を貫くコンセプトです。家庭、職場、地域で自覚的に生活を創造してほしいという願いが2つの教科書には込められています。

東京都立町田高等学校教諭
竹下 清子

新学習指導要領に基づいた実教出版「家庭総合」「家庭基礎」の特徴の一部をご紹介します。

新しい教科書を作るにあたって私たちは、従来の教科書が分野別に分断されていたことを反省し、全体がスムーズに展開するように項目立てを工夫しました。目次を見ると新鮮さや使いやすさを感じていただけたと思います。また、図のように各章の導入は、高校生のさりげない日常会話からなぜ学ぶかを意識化し、興味をもって学習に入れる工夫をしています。



内容は基礎・基本を押さえるとともに、実践活動を豊富に取り入れ、生徒が「自ら考え・自ら学ぶ」教科書作りを目指しました。

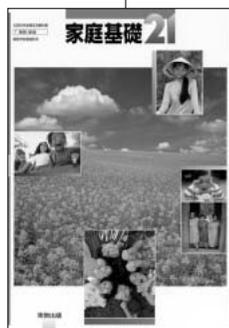
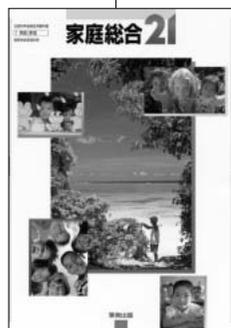
最後に。高校生が広い視野から物事を考え、活動できるように、各章末にはグローバルアプローチという発展学習を設けました。

新教科書を多くの先生方に手にとって見ていただけたら幸いです。

◆新教育課程用教科書

「家庭総合21」

「家庭基礎21」



「家庭総合21・家庭基礎21」の執筆にあたって

弁護士・立正大学教授
春日 寛

私たちのこの教科書が「弁護士本」などと言われているということを仄聞したことがある。なるほどそう言われる節もないではない。なにしろ、この教科書には、これまでにない多くの弁護士が執筆に参加しているからである。

このように多くの弁護士が執筆に参加できたというのも、ひとつには家庭科の男女共修という時代を迎え、これまでとは違ったタイプの教科書を世に問おうという出版社の考えがあった。もう一方で、日弁連という全国的レベルの場で行動してきた弁護士の、消費者教育、環境問題、女性や子どもの人権などに対する関心の高さがある。両者の思惑が一致したということであろう。

モノを書くとなると、執筆者なりのそれぞれの考えをメッセージとして発信したい。発信出来なければ、モノを書くという意味がない。弁護士として執筆に参加する以上、学者ではない弁護士としてのた

たかいの中で、つまり「現場」で培ってきた思いを教科書を通じて高校生に伝えたい、ということである。

私の担当した個所で私は私の思いを次のような一節に託している（「消費者として生きる」の中の「6. 主権者として生きる」）。

「私たちは、主権者として、消費者に与えられた権利を行使し、仲間とともに、あるいは一人であっても売り手側に苦情を申し立て、ときには行政の門をたたき、裁判所に提訴してでも売り手側とたたかわねばならないときがある」と。「売り手側とたたかわねばならない」という文章は、検定で文句を言われるかも知れないという心配はあった。しかし、このことは弁護士として35年間消費者訴訟をたたかい抜いてきた私にとっては、是非とも発信しておきたい「思い」であった。幸い、この部分は文部科学省の検定を通過している。

この教科書は、このようなメッセージがあちこちにあるはずである。指導要領の枠内のぎりぎりのところで、私どもは私どものメッセージを伝えたかった。そういう気持でこの教科書を書いたつもりである。

